

件名	松前町町営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則
主管課	まちづくり課
関係課	
改正対象	松前町町営住宅管理条例施行規則（平成25年松前町規則第2号）
根拠法令等	① 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）
制定（改正）理由	①民法改正により、入居時に連帯保証人が保証する債務の極度額を定めなければならなくなったこと、連帯保証人に対する履行の請求が入居者に対して相対的効力になったことに伴う改正を行う。 ②入居者の修繕義務について、民法と異なる特約とするに当たり、負担内容を具体的に定める必要があるため改正を行う。
制定（改正）の主な内容	①入居時に連帯保証人が保証する債務の極度額を定める。（第8条） ②入居の承継を認めない場合に、入居者側には属さない事項を条件に含めているので、その部分を除外する。（第10条） ③入居者に修繕費用の負担を求める内容を具体的に定める。（第14条の2） ④民法改正により連帯保証人への履行の請求が相対的効果となるが、引き続き入居者に対する絶対的効力とするため、様式を改正する。（様式第6号及び第10号） ⑤今新開住宅の用途廃止により別表を改正する。 ⑥様式第11号、第12号及び第13号を改正する。
施行日	令和2年4月1日
【その他参考事項】	